

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（抄）

平成20年3月11日閣議決定

第5章 子どもの読書活動の推進のための方策

学校等における子どもの読書活動の推進

【幼稚園等】

1 子どもの読書活動の推進における幼稚園、保育所等の役割

幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園、保育所等において、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に示されているように、幼児が絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行うよう、その指導の充実を促進する。あわせて、幼稚園、保育所等で行っている未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を推進するとともに、保護者等に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及する。

また、異年齢交流において、小学生・中学生が幼稚園、保育所等の幼児に読み聞かせを行うなど、子どもが絵本等に触れる機会が多様になるよう工夫する。

2 幼稚園、保育所等における子どもの読書活動の推進のための取組

幼稚園、保育所等においても、子どもが絵本等に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努めるとともに、保護者、ボランティア等と連携・協力するなどして、図書の整備を図るよう促していく。また、図書館等の協力を得て、発達段階に応じた図書を選定することへの配慮も促していく。

【小学校・中学校・高等学校等】

1 子どもの読書活動の推進における学校の役割

学校においては、従来から国語などの各教科等における学習活動を通じて、読書活動が行われてきており、子どもの読書習慣を形成していく上で、学校は大きな役割を担っている。

新しい教育基本法の理念を受けて、平成19年6月に改正された学校教育法の第21条においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」（第5号）が新たに規定された。

また、子どもたちの読解力向上が課題とされる中、平成20年の学習指導要領の改訂において、各教科等における言語活動を充実し、引き続き学校図書館の活用を図るとともに、学校における言語環境を整えることが必要とされている。

これら新しい教育基本法、学校教育法、学習指導要領を踏まえ、小学校・中学校・高等学校等における子どもの読書活動の推進を図ることが必要である。

2 学校における子どもの読書活動の推進のための取組

(1) 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

小学校・中学校・高等学校等の各学校段階において、児童生徒の読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身に付けさせることが大切である。その際、知的活動（論理や思考）、コミュニケーションや感性・情緒の基盤となる言語力の育成に資する読書活動を推進することが求められる。このため、国語科を中核としつつ、すべての教科等を通じて様々な文章や資料を読んだり調べたりするなど多様な読書活動を推進する。また、既に3万校を超える学校で実践されている全校一斉の読書活動や、学校での読み聞かせなどの取組を一層普及させる。さらに、学校において推薦図書コーナーを設けたり、卒業までに一定量の読書を推奨するなどの目標を設定したりすることにより、学校や家庭における読書習慣を確立するよう促していく。

他方、各教科等を通じて学校図書館を活用した学習活動や、日々の読書指導の充実を図っていくことも重要である。このためには、司書教諭のみならずすべての教職員が連携して子どもの学習活動・読書活動を推進していくことが重要であり、各学校における校内研修や研究会などを通じた教職員間の連携を促していく。同時に、読書指導に関する研究協議や先進的な取組例の紹介などにより、教職員の意識の高揚や指導力の向上、学校図書館を活用した指導の充実に努める。

海外の日本人学校においても、児童生徒が豊かな読書活動を体験できるよう、図書の整備や読書活動の実践事例の紹介など児童生徒の自主的な読書活動に資する取組を推進していく。

(2) 障害のある子どもの読書活動の推進

障害のある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、障害の状態に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器の活用、ボランティアによる読書支援等の優れた実践事例の紹介等により、特別支援学校における読書活動支援の推進を図る。また、視覚障害教育情報ネットワーク（注 14）の活用などにより、各特別支援学校で作成した点字図書や全国の点字図書館等の点字データの相互利用、教材作成に関する情報提供等を促進する。

（注 14）視覚障害教育情報ネットワーク：独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が運用するインターネット上のサイト。視覚障害教育全般についての教材データ等の提供や、視覚障害関連機関の情報交換を行う。

(3) 家庭・地域との連携による読書活動の推進

子どもの読書活動を支援していく上で、学校が家庭・地域と連携して地域ぐるみで子どもの読書活動を推進することが重要である。平成18年5月現在、小学校の69.6パーセント、中学校の16.3パーセントで、保護者や地域住民によりボランティア活動が行われている（注 15）。

多様な経験を有する地域の人材の協力を得ていくことにより、児童生徒の読書に親しむ態度の育成や読書活動の推進に資する様々な活動を推進していくことが可能となる。この

ため、「ブックトーク」活動，学校図書館に関する広報活動，図書情報のデータベースの作成などの活動について，さらに地域のボランティア等の人材が十分に活動できるよう支援していく。

また，地域の図書館やボランティア等と連携して，各地域で参考となるような事例の紹介・普及を図り，地域が一体となった子どもの読書活動の推進を図っていく。

(注 15) 平成 18 年度「学校図書館の現状に関する調査結果」(文部科学省) より

3 子どもの読書活動の推進のための学校図書館等の機能強化

学校図書館は，児童生徒の想像力を培い，学習に対する興味・関心等を呼び起こし，豊かな心をはぐくむ，自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能と，児童生徒の自発的，主体的な学習活動を支援し，教育課程の展開に寄与する「学習情報センター」としての機能を果たし，学校教育の中核的な役割を担うことが期待されている。特に，学校教育においては，児童生徒が自ら考え，主体的に判断し，行動できる資質や能力などの「生きる力」をはぐくむことが求められており，学校図書館には，様々な学習活動を支援する機能を果たしていくことが求められる。

(1) 学校図書館の資料，施設，設備等の整備・充実

① 学校図書館資料の整備・充実

子どもの豊かな読書経験の機会を充実していくためには，子どもの知的活動を増進し，様々な興味・関心にこたえる魅力的な学校図書館資料を整備・充実させていくことが必要である。また，各教科，特別活動，総合的な学習の時間において多様な教育活動を展開していくためにも，学校図書館資料を充実していくことが求められている。

このことを踏まえ，平成 19 年度から平成 23 年度までを期間とする新たな「学校図書館図書整備計画」が策定され，公立義務教育諸学校の学校図書館資料を，情報が古くなった図書等の更新を行いつつ，約 2,600 万冊整備することとして，単年度約 200 億円，5 年間で総額約 1,000 億円の地方交付税措置が講じられることとされている。第一次基本計画期間の終了に際しても，なお，学校図書館図書標準の達成が十分でない状況を踏まえ，各地方公共団体においては，学校図書館資料の計画的な整備が図られるよう，引き続き努め，学校図書館図書標準の達成を目指す。

また，私立学校についても，学校図書館資料の整備が促進されるよう支援を図っていく。

② 学校図書館施設・設備の整備・充実

学校図書館施設については，読書スペースの整備が進められるよう，新增築を行う際や余裕教室等を学校図書館に改修する際に国庫補助を行っている。

各学校における多様な読書活動の推進が図られるよう，学校図書館の施設や環境についてのモデル的な事例を紹介するとともに，各学級における読書活動を視野に入れた環境整備を促していく。

③ 学校図書館の情報化

学校図書館にコンピューターを整備し、学校図書館図書情報をデータベース化したり、他校の学校図書館や図書館等とオンライン化したりすることにより、自校の学校図書館のみならず、地域全体での図書の共同利用や各種資料の検索、多様な興味・関心にこたえる図書の整備等が可能となる。

平成 18 年 3 月現在、コンピューターを整備している学校図書館の割合は 47.8 パーセントであり、そのうち校内 LAN（情報通信網）に接続している学校図書館は 54.8 パーセントとなっている（注 16）。また、平成 18 年 5 月現在、学校図書館の図書情報をデータベース化している公立学校は、小学校で 37.6 パーセント、中学校で 38.5 パーセント、高等学校で 71.6 パーセントである（注 17）。

学習指導に用いる公立学校の教育用コンピューターの整備については、従来から地方交付税措置による整備が進められており、学校図書館等への効果的な配置を進める。また、学校図書館、コンピューター教室、普通教室、特別教室等を校内 LAN で接続し、学校内のどこにあっても学校内外の様々な情報資源にアクセスできる環境の整備にも努める。

学校のインターネット接続についても、児童生徒の調べ学習などの活動を展開していく上で大きな効果があることから、従来より地方交付税措置等による整備が進められている。平成 19 年 3 月現在、公立学校における超高速インターネットの接続率は 35.0 パーセントである（注 18）が、接続率がおおむね 100 パーセントになるよう、引き続き整備を促進する。

これらの学校図書館の情報化を推進し、他校の学校図書館や地域の図書館等との連携を通じて、学校図書館資料の共同利用や学校を越えた相互利用の促進・普及を図る。

（注 16）平成 17 年度「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」（文部科学省）より

（注 17）平成 18 年度「学校図書館の現状に関する調査結果」（文部科学省）より

（注 18）平成 18 年度「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」（文部科学省）より

（2）学校図書館の活用を推進していくための人的配置の推進

学校図書館の運営に当たっては、校長のリーダーシップの下、司書教諭が中心となり、教員、事務職員やボランティアが連携・協力して運営し、それぞれの立場から、学校図書館の機能の充実を図っていくことが重要である。

① 司書教諭の配置

司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等を行うなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うことから、その配置の促進を図ることが必要である。

学校図書館法第 5 条及び附則第 2 項の規定により、平成 15 年度以降、12 学級以上の学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校）に、司書教諭を必ず配置しなければならないこととされている。

司書教諭が発令されていない学校における有資格者の発令が促進されるよう、司書教諭の講習を引き続き進めていく。

また、司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮などの工夫を促すとともに、司書教諭の職務内容についての指導資料を活用し、司書教諭の役割等について理解を図る。

② 学校図書館担当事務職員の配置

学校図書館を担当する事務職員は、司書教諭と連携・協力して、学校図書館に関する諸事務の処理に当たっている。今後、学校図書館の活用をさらに充実するため、各地方公共団体における事務職員の配置の取組を紹介して、学校図書館の諸事務に当たる職員の配置を促していく。